

# 旭川市農業委員会農地等の利用最適化の推進に関する指針

平成29年8月25日策定  
令和2年7月30日改定  
旭川市農業委員会

旭川市農業委員会は農地利用の最適化に取り組むため、農業委員会等に関する法律第7条に基づき、具体的な目標と推進方法を次のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）において、「2023年度までに、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」が掲げられていることから、2023年4月現在の実績を目標とし、3年ごとの農業委員の改選期に合わせて目標設定の考え方や取組について、検証及び見直しを行う。

本指針は、平成29年度旭川市農業委員会第1回総会（平成29年4月25日開催）において、3年間の活動の基本方針を定めた「旭川市農業委員会活動要綱」を勘案しながら策定を行った。その後、令和2年度旭川市農業委員会第1回総会（令和2年4月24日開催）における「旭川市農業委員会活動要綱」に基づき、現状に合わせた必要な検証及び見直しを行うこととした。

また、単年度の具体的活動については、「農業委員会事務の実施状況の公表について」（平成28年3月4日付け経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」によるものとする。

## 1 遊休農地の発生防止・解消について

### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
策定当初 (平成29年4月)	13,800ha	24.0ha	0.17%
現 状 (令和2年4月)	13,700ha	5.0ha	0.04%
目 標 (令和5年4月)	13,700ha	4.0ha	0.03%

#### 【目標設定の考え方】

平成29年方針策定時の3年後（令和2年4月）目標は遊休農地の割合を0.13%としたが、現状は、この目標を大きく上回っている。

このため、3年後（令和5年4月）の目標は、現状の遊休農地を更に0.01%減少させることを目標とする。

(2) 遊休農地発生防止・解消の具体的な推進方法

ア 遊休農地の早期発見，発生防止について

優良農地の確保と保全に努め，農地の有効利用対策に取り組み，遊休農地の発生防止と解消対策の一層の強化を図るため，農地法第30条の規定による農地利用状況調査を実施し，遊休農地を早期発見する。

イ 利用意向調査について

利用意向調査の実施により農地所有者の意向を把握し，農地中間管理機構や他関係機関と連携し，遊休農地の解消を図るよう支援する。

## 2 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集 積 面 積 (B)	集 積 率 (B/A)
策定当初 (平成29年4月)	13,800ha	12,269ha	88.91%
現 状 (令和2年4月)	13,700ha	12,339ha	90.07%
目 標 (令和5年4月)	13,700ha	12,604ha	92.00%

【目標設定の考え方】

現状（令和2年4月現在）の集積率は，90.07%となっており，「農林水産業・地域の活力創造プラン」での国の目標値である80%を大きく上回っているが，3年後については，当初の最終目標である92.0%まで引き上げることを目標とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

ア 関係機関と連携を図り，農地中間管理事業，農業経営基盤強化促進事業，農地移動適正化あっせん事業等の積極的な活用促進と，地域における農地利用集積に向けた調整とあっせん活動を実施し，農地の担い手への利用集積，分散した圃場の解消などにより農地の利用最適化の推進を図る。

イ 農業の大規模化への対応として，農作業の省力化のためICT化推進，人材確保，圃場整備のための基盤整備事業について，農業委員会法第38条に規定する市長に対する農業委員会の意見の提出等を通して要望活動を継続していく。

ウ 「人・農地プラン」の実質化に伴う農地利用に関するアンケートや地域の話し合いを通じて農地の出し手と受け手の意向を把握し，スムーズに農地の利用集積・集約化を図る。

### 3 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 (新規参入者取得面積)
策定当初 (平成29年4月)	1人 (0.80ha)
現 状 (令和2年4月)	7人 (9.64ha)
目 標 (令和5年4月)	10人 (13.50ha)

#### 【目標設定の考え方】

新規参入については、平成26年度から平成28年度までの実績から、年間1経営体の新規参入を目標としていた。当初から現時点までの新規参入は目標を上回っている。

3年後にかけての目標についても、少なくとも年間1経営体の新規参入を目標とし、取得面積は1経営体当たり1.35haとした。

#### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

ア 新規参入希望者の農地の取得等の相談対応を行うとともに、関係機関と連携し融資制度・研修制度等の情報提供を行う。

イ 新規就農者が担い手として継続して営農していくため、農業経営に関し関係機関と連携し、指導・支援等の経営対策を推進する。

ウ 青年等就農計画の審査・助言等を行う。